

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを目的とする。

また、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、児童と教職員、及び保護者等の大人が十分理解できるようにすることを目的とする。

(2) いじめの定義

- ① 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】
- ② 起こった場所は、学校の内外を問わず、「いじめ」にあたるか否かは、いじめられた児童の立場に立って判断するものとする。【文部科学省】
- ③ けんかやふざけ合いであっても児童の被害性に着目し該当するか否かを判断する。
- ④ 行為で行った行為が、相手に苦痛を感じさせた場合もいじめに該当する。【山形県いじめ防止基本方針】

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団に無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかれる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ⑧ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

【山形県いじめ防止基本方針】

(4) いじめについての基本的な認識

教職員、及び、保護者等が持つべき「いじめ」についての基本的認識は以下のとおりである。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるといった見方は誤りである。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方とも関連がある。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携し一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止

(1) いじめ防止についての基本理念

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的、計画的に進めていく。その前提として、未然防止となる「いじめを生まない土壌づくり」の活動を、教育活動と密接にかかわらせながら、全ての教職員が、日々実践していく。

- ① だれもが安心して豊かに生活できる学校づくり、学級づくりをめざす。
- ② いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く認識し、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ③ 子どもや保護者に対し定期的なアンケートを実施するとともに、子どもに対して個別面談を実施しながら、子ども一人一人の状況や人間関係の把握に努める。
- ④ いじめが発生した場合は、保護者や地域等の関係機関、教育委員会と連携しながら、情報を共有し、早期に、組織的に対応する。必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関など連携し迅速に対応する。
- ⑤ 自らいじめのない社会を形成するという子どもの意識を育むため、委員会活動を中心としたいじめ防止の取り組みが実践できるように指導支援する。

(2) 子どもや学級の状況把握

子どもや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。個々の子どもの目線に立ち、気持ちを理解しながら、子ども一人一人の意識や人間関係など学級全体の状況を把握する。

また、いじめの態様や特質・原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議、子どもを語る会等で理解を深め、教職員全員の共通理解を図る。

(3) いのちや人権を尊重する心の育成

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、許されない行為であること」を子どもたちに理解させる。子どもたちが人の痛みを理解できるよう発達段階に応じて、事例や言葉で感じ取らせ、考えさせる指導を通して、生命尊重の精神や人権に対する理解等「いのちの教育」を展開していく。特に、道徳の時間を核に、他教科との関連を図りながら教育活動全体を通して道徳教育を推進し、人権尊重の精神や道徳判断力、実践力の向上をめざしていく。

また、感染症などの感染者等に対する偏見やいじめが起こらないように、学校全体で注意深く見守り、未然防止に取り組むと共に、不安やストレスを感じている児童がいる場合には、スクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携を取りながら対応する。

○各教科	○道徳(特別な教科)	○学級活動学級活動、
○学校行事	○朝会講話	○委員会活動
等の学校教育活動全体を通じて「いのちの教育」を推進する。		

(4) ネットいじめの防止

いじめの多様化に伴い、インターネットやSNSを活用して特定の人間を誹謗中傷するといったいじめも発生している。名誉毀損やプライバシーの侵害、個人情報漏洩といった行為がないよう情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭での指導やメディア機器の管理などについてPTAと連携して「SNS家庭の約束」を作成活用する等、保護者への啓蒙を図っていく。

(5) 保護者や地域への働きかけ

いじめ問題への対策を学校だけで進めていくことには限界がある。「開かれた学校」という方針のもと、学校の説明責任を果たし、保護者や地域の協力を得ながら、積極的に連携や協力体制を整える。そのために次のような取り組みを行う。

- 授業参観・・・日頃の学校での子どもたちの姿を積極的に公開するとともに、いじめや人権、いのちをテーマにした道徳や学級活動の授業実践について参観してもらおう。
- 情報発信・・・学校だよりや、学年・学級だより、ホームページ・ブログ、その他お知らせ等を通して、学校からの情報発信、情報公開を積極的に進める。
- 研修会・・・いじめ問題、家庭教育、情報モラル等に関わる講演会や研修会を開催する。（児童対象、教師・保護者対象）

3 いじめの早期発見

(1) いじめ認知能力の向上

いじめは、大人の目につきにくい時間帯や場所で行われ、遊びやふざけ合いを装って行われることがあるため、大人にとって気付きにくく、判断しにくいものであることを認識する。従って、日頃から児童と教師の人間関係の構築や児童の見守りに努め、児童が示す小さな変化や訴えを逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換・情報共有を行い、いじめを積極的に認知する。認知した事案については、継続的に指導観察を行う。

(2) 相談窓口の等の体制整備

児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか点検しながら、児童及び保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。教育相談等で得た個人情報の保護については十分配慮しながら、相談内容について過小評価することなく真摯に対応する。

【いじめの相談窓口】

- 担任 ○ 学年主任 ○ 生徒指導主任 ○ 教務主任
- 養護教諭 ○ 教頭

(3) 定期的な調査の実施

基本的に6月、11月、2月に児童及び保護者を対象に「いじめに関するアンケート調査」を実施する。アンケート調査にあたり、気になる部分については、児童及び保護者に対して聞き取りを実施するなどして、詳細を把握する。また、把握した事案については学級ごと一覧にまとめ職員全体で共有し、指導を行うとともに必要に応じて経過を観察する。

【いじめアンケート調査の実施】

第1回調査	6月に実施	対象：児童、及び、保護者
第2回調査	11月に実施	対象：児童、及び、保護者
第3回調査	2月に実施	対象：児童（聞き取りを中心に）

※アンケート用紙及び学級ごとの結果一覧は、児童の卒業後5年間保存する。

4 いじめへの早期対応

(1) 素早い事実確認と初期対応

通報や相談、アンケート等の調査によりいじめを認知した場合、些細な兆候であっても、詳細な調査を行う。調査結果については、校長、教頭、学年主任、及び、関係職員に報告する。場合によっては、職員全体で情報を共有する。

【把握すべきいじめの情報】

- だれが、だれをいじめているか？ ……………加害者と被害者の確認
- いつ、どこで起こったのか？ ……………時間と場所の確認
- どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？ ……………内容の確認
- いじめのきっかけや原因は何か？ ……………背景と要因の確認
- いつごろから、どのくらいの期間続いているのか？ ……………期間の確認

いじめにつながる行為、いじめの兆候と思われる事案については、被害児童を確実に保護するとともに、加害児童に対し指導を行う。状況については、関係職員で情報を共有するとともに、関係保護者にもその詳細を報告する。

また、事案について記録し、重大ないじめに発展することのないように継続的に観察を行う。

(2) 重大事案への対応

重大事案につながるいじめ、あるいは、重大事案を認知した場合は、次のような組織をもって対応する。

① いじめ対策委員会

重大事案に繋がると思われるいじめを認知したした場合、生徒指導主任は「いじめ対策委員会」を立ち上げる。「いじめ対策委員会」は、被害児童の安全を確保しながら、事実の確認と対応策、及び、再発防止策について協議する。「いじめ対策委員会」は、被害児童の保護者へ状況を報告するとともに、加害児童、及び、その保護者、関係児童への指導を行い、さらに再発防止に努める。

【いじめ対策委員会の構成】(状況に応じて構成を縮小して行うことも可)

- 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任
- 関係児童の学年主任・担任 養護教諭 その他関係職員

② いじめ問題対策協議会

「いじめ対策委員会」において、そのいじめが重大事案であると判断した場合、校長は「いじめ問題対策協議会」を開き、対応策を協議する。校長は、協議の結果を受け、PTA、関係機関と連携を図りながら、いじめ事案への対応と再発防止にあたる。

【いじめ問題対策協議会の構成】

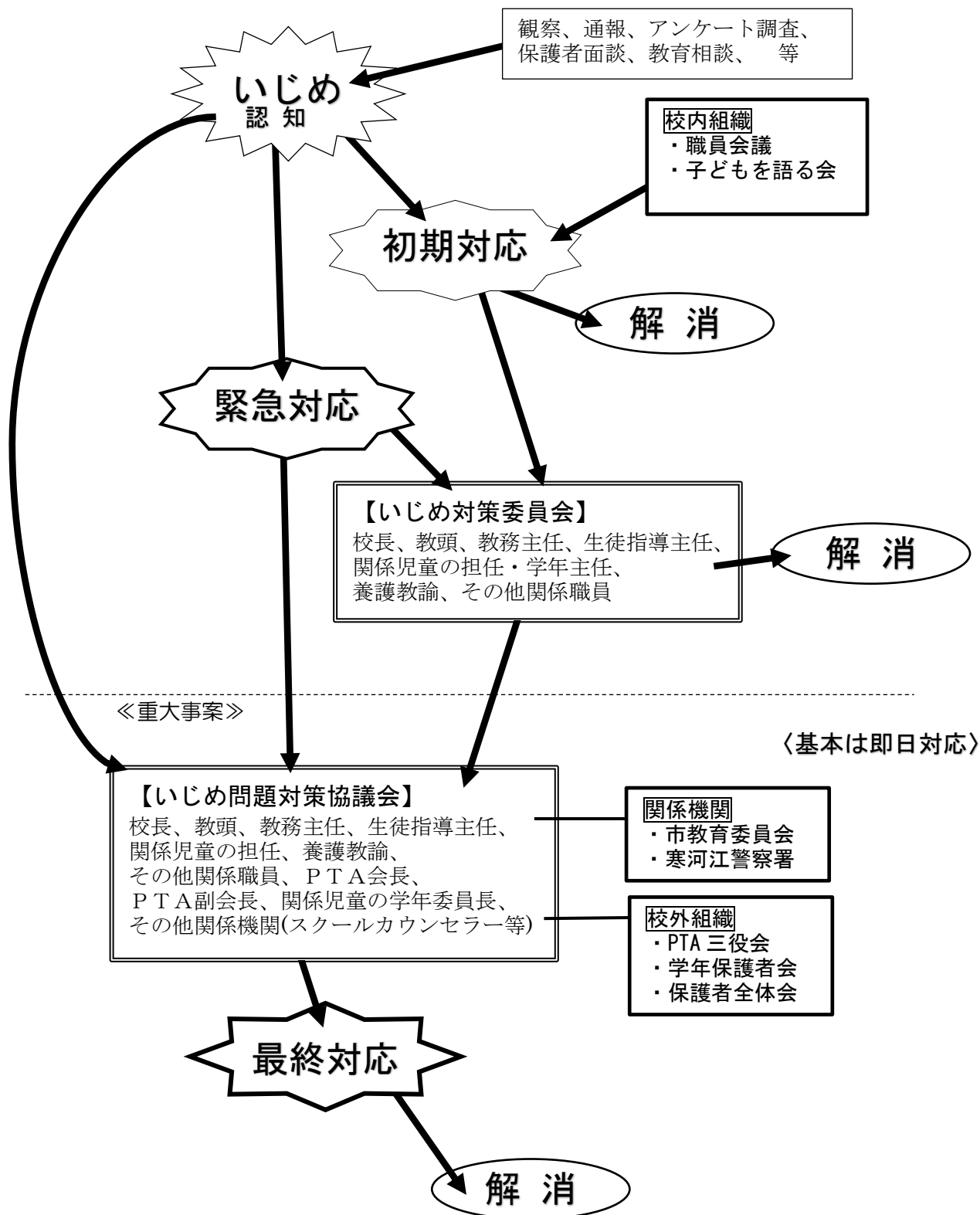
- 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任
- 関係児童の学年主任・担任 養護教諭 PTA会長
- PTA副会長 関係児童の学年委員長

※ 場合によっては、寒河江警察署、寒河江市教育委員会へ参加を要請。

【重大事案と判断されるケース】

- ◇ 児童の生命に関わる事案 ◇ 身体や精神に重大な障害を負う事案
- ◇ 相当の期間、被害児童が欠席を余儀なくされる事案
- ◇ 金品等に重大な被害にあう事案 ◇ 刑法に抵触する場合
- ◇ その他、いじめの内容が執拗、且つ、悪質と判断される事案 等

5 いじめ対応の基本的な流れ



4 いじめ対応を進めるにあたっての留意点

- (1) いじめの事案の状況に応じて、迅速、柔軟かつ適切に対応する。
- (2) いじめ解消に向けての取り組みは、いじめの情報が学校に入ってから、学校の方針決定に至るまでを、その日のうちに対応することを基本とする。

(3) 重大ないじめ事案である場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討し、慎重に対応を進める。

V いじめ防止計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に観察、調査、会議、指導等に取り組む必要がある。そのために、年度当初に組織体制を確認するとともに、年度の指導・活動計画を立て、見通しをもっていじめの防止に取り組んでいく。

【いじめ防止に向けての年間指導・活動計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	←----- 事案発生時は、いじめ防止委員会、いじめ問題対策協議会の開催 ----->					
	職員会議 ・「いじめ防止の基本方針と対策」の確認 PTA 総会 学級懇談会 ・いじめ防止関係資料配布 ・保護者への周知	子どもを語る会① ・生活の様子、人間関係等について 学校運営協議会①	子どもを語る会② ・生活の様子、人間関係等について	民生児童委員懇談会(隔年) 子どもを語る会③ ・夏休み中の生活について	子どもを語る会④ ・生活の様子、人間関係等について	子どもを語る会⑤ ・生活の様子、人間関係等について
防止対策	学級経営案作成	学級の間関係基盤づくり		SNSミニ研修会 4・6・年ネットリテラシー教室	児童会いじめ防止活動	
	教育相談					
早期発見			いじめアンケート調査① ・児童、保護者 HyperQU アンケート ・2年以上児童	個人面談 ・児童の情報交換		保護者面談 ・児童の情報交換 SOS の出し方講座 5年

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	←----- 事案発生時は、いじめ防止委員会、いじめ問題対策協議会の開催 ----->					
	学校運営協議会② 学校保健委員会 子どもを語る会⑥ ・気になる子どもについて	子どもを語る会⑦ ・冬の遊びについて		子どもを語る会⑧ ・生活の様子、人間関係等について	学校運営協議会③ 子どもを語る会⑧ ・1年の成長と課題	
防止対策	SNS家庭の約束作成	PTA ネットリテラシー講演 5年ネットリテラシー教室			学級経営反省② 学級経営反省③	学級編制
	教育相談					
早期発見		いじめアンケート調査② ・児童、保護者	いじめ調査③ ・学校評価 ・児童、保護者			